

## 第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動（一）

小林, 栄三郎

<https://doi.org/10.15017/2244158>

---

出版情報 : 史淵. 97, pp.1-33, 1966-12-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(一)

小林 栄 三 郎

ま え が き

資本主義の発展にもなつて賃金労働者のなかに、直接生産労働者(いわゆるブルー・カラー blue collar)とならんで、ホワイト・カラーあるいはブラック・コート<sup>(1)</sup>とよばれる職員層があらわれ、しだいにその数をましてくることはあらためていうまでもない。ドイツではこの階層を「新中間層」(neuer Mittelstand)とよぶことが多い。もっとも、「新中間層」はホワイト・カラーだけでなく、ブルー・カラーのなかにも「帝国主義への移行期」あるいは「帝国主義段階」においてはこの名称でよびうる層があらわれるともいわれている。またホワイト・カラーでもその下層部は「新中間層」のカテゴリに入らない、と考える人もある。しかし、なんとといっても「新中間層」の主要部分はホワイト・カラーであり、セリグマンの「社会科学百科事典」にアルフレット・モイゼルが寄稿した「中間階級」(Middle Class)の項のなかでも、「サラリーではたらく公務員および民間職員」が「ドイツで新中間層(neuer Mittelstand)として知られるグループ」である、と記されている。<sup>(2)</sup> いわゆる「労働者」(Arbeiter)すなわちブルー・カラーは賃金率(単位労働時間当りの賃金)を基礎とした賃金計算であるから、病気などで休めば、そのぶんは支払われない。これにたいして「職員」

(Angestellte) すなわちホワイト・カラーは週給・月給あるいは年俸で、短期の欠勤では給料を差引かれない。

ホワイト・カラーについては、アメリカのミルズの「ホワイト・カラー」、<sup>(3)</sup> イギリスのロックウッドの「ブラック・コート労働者」<sup>(4)</sup> など最近の社会学界で注目すべき研究がうまれているが、労働運動史の分野では、まだ充分の究明がなされていないように思われる。それどころか、東ドイツのユルゲン・クチンスキーが「経済史年報」(一九六二年号)に発表した「帝国主義ドイツの社会学に寄せて」と題する論文は、一九三二年のエルンスト・テールマンの演説その他を引用しつつ、職員層は厳密な意味における「労働者階級」(die Klasse der Arbeiter)すなわち「プロレタリアート」(das Proletariat)に属するものでなく、「小市民層のなかの非常に重要な一階層」(eine ausserordentlich wichtige Schicht des Kleinbürgertums)であると断定している。<sup>(5)</sup> 「新中間層」という発想そのものはマルクス主義を批判する立場からうまれており、その点ではマルクス主義者であるクチンスキーと立場がちがうはずであるが、ホワイト・カラーの社会的位置づけについては、クチンスキーは新中間層説に近い。しかし、職員層は厳密な意味における労働者階級に属しないと断定してよいのだろうか。職員層の位置づけはその歴史的な発展過程に即して、いろいろの角度からおこなわれねばならぬ。とくに労働運動との関連のなかでホワイト・カラーの動向を考察することが重要であろう。こうした視点からドイツ労働運動史の分野で職員層の運動をとりあげたものは、私の知るかぎりでは、まだすくなくないように思われる。東ドイツで本年刊行された「ドイツ労働運動史」八巻はマルクス・レーニン主義の立場からまとめられており、一九二〇年のカップ・プッチュの部分その他で職員層の運動に論及しているが、<sup>(6)</sup> あまり深い究明をおこなってはいない。

本稿で私は第一次大戦前後のドイツにおけるホワイト・カラーを労働運動史との関連において考察する。一九世紀の末から二〇世紀に入つていよいよ急速に増大した職員層は、当時のドイツの条件のなかで、どのように自分たちの利益を守

ろうとしたか。どのような組織化がホワイト・カラーのなかのいかなる職種、いかなる層でおこなわれたか。それらの組織はブルー・カラーの労働組合とどこまで共通性を持ち、どこに相違点をもっていたか。とくに賃金労働者としての連帯性の自覚、あるいは階級意識はどの程度まで存在したか。こうした問題の解明は、ドイツ労働運動史を構造的に理解するために不可欠のものだからである。しかし、機関紙をはじめとして多くの重要な史料を見ることができないために、最も知りたいことがわからない場合が多い。そのために本稿は不十分な考察にとどまらざるをえなかった。史料についての御教示、そのほか本稿の過誤・不備について御指摘をたまわるよう切にお願いする次第である。

一

第一次大戦前のドイツにおける「新中間層」はどんな状態にあったか。ホワイト・カラーを公務員と民間職員とに大別して、まず公務員の状態から検討しよう。いつたい公務員(軍人を除いた文官の公務員)はどのくらい存在したか。統計の発達したドイツのことだから、これはすぐ明らかになると思われようが、じつは意外にわからない。それは帝政ドイツの統計局の調査が公務員と民間職員とを厳密に区別しなかったためである。一九〇七年の職業統計も、つぎようになっていた。

- (一) 外交 (Diplomatie) に、また国・邦・管区・自治体の行政に、そしてシュタンデスヘルおよびグルントヘルの管理に (in der Reichs-, Staats-, Bezirks-, Gemeinde-, standesherrlicher und grundherrlicher Verwaltung) 従事する職員 (Beamte)、刑務所・受刑施設・矯正院・救貧院・慈善施設などの監督員・用務員 (Dienstpersonal) を含む司法関係の職員、すなわち

(a) 上級職員 (höhere Beamte) ・ 弁護士・公証人 五五、〇三八名

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(一)(小林)

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(一) (小林)

- (b) その他の管理・監督・事務要員、会計係、書記 二五七、三四七
- (c) 用務員、守衛、使丁、事務所給仕 七七、六二〇

小計 三九〇、〇〇五

- (二) 大学・ギムナジウム・実科学校 (Realschule) ・小学校・実業学校 (Gewerbeschule) ・職業学校 (Fachschule) ・孤児院の教員、私立学校 (Privatschule) ・教育施設・盲学校・聾啞学校の所有者 (Inhaber) および教員、私教師 (Privatlehrer) および家庭教師 (Hauslehrer) など、すなわち

- (a) 管理職 (Direktionspersonal) および教員 二七七、一五三名
- (d) 事務要員 (Verwaltungspersonal) 四、一二七
- (c) 用務員 (施設を含む) 一八、一一六

小計 二九九、三九六

- (三) 郵便・電信・電話の職員 二二三、五七一
- 四 鉄道職員 (一九〇八年) 二七六、三二二

合計 一、一九八、二八四

上記のうち、とくに(一)および(二)のなかに民間のホワイト・カラーが含まれていることは明白である。それとともに以上の集計には、ここに列挙された以外の公的事業に従事する公務員が算入されていない。こうした事情を考慮に入れてエミール・レーデラーとヤーコプ・マルシャークは、一九〇七年の時点ですでに公務員 (öffentliche Beamten) は一五〇万人に達していたであろうと推定している。<sup>7)</sup>

これらの公務員の経済的状态はどうであったか。この問題についても史料が入手できないので残念ながらわからない。

ミュッフェルマンの「近代の中間層運動」（一九一三年刊）は一九〇七年のドイツ国家公務員を約三九万人としているがこれは諸邦や自治体の公務員を含まないライヒ直属の公務員だけの数であろう。ミュッフェルマンによると、国家公務員のなかには宰相（ライヒスカンツラー）もいれば郵便配達員もいる。そのほか司法官・行政官・士官・聖職者・教員・鉄道員など、いずれも国家によって任命された官吏は国家公務員である。しかし経済的な面からいうと、同じ公務員でも上層・中層・下層がある。そのうち中層に属するとみられるものが最も多く、一九〇七年には三九万人のうち約二五七、〇〇〇人（六六パーセント弱）が中層であろう。上層は五五、〇〇〇人（一四パーセント強）、下層七七、〇〇〇人（二〇パーセント弱）であろう。いわゆる「中間層」のなかに公務員を入れるなら、この経済的中層がそれにあたる。しかし、下層と中層とのあいだに明確な境界線をひくことは不可能である。だから下層公務員も大部分は「中間層」のなかに含まれることになる——とミュッフェルマンは書いている。<sup>8)</sup> この場合、どこに基準をおいて上・中・下の三層を区分したのか、その具体的根拠を述べていないのでわからない。

第一次大戦前におけるドイツ公務員の組合はどのように組織されていたのであろうか。A・ファルケンベルクの「革命後のドイツ公務員運動」（一九二〇年刊）は、「公務員運動の性格は現世紀の二〇年代に入るまでは、小市民的な粹のなかにとどまっていた」と述べている。<sup>9)</sup> たしかにこうした傾向はいちじるしく、組合といっても共済組合の性格が強かったようである。ミュッフェルマンによると、公務員はまず職域別に地方的組合を結成した。たとえば鉄道員・郵便局員・税関吏はそれぞれ職域別に地方組合をつくり、それがのちに全国的な職域別の組合へと発展した。そのほかに「最近、あらゆる職域にわたって中層および下層の公務員全体の利益を守ろうとするいろいろの組織がつけられた」とミュッフェルマンは述べている。たとえば一八九七年には「ドイツ公務員組合」（Deutscher Beamtenbund）が結成され、それが一九〇

六年には「国・邦・自治体職員および民間職員の中央組織」というサブ・タイトルをつけて *Deutscher Beamtentbund, Zentralorganisation der Reichs-, Staats-, Kommunal- und Privatbeamten* と称するようになった。(こうなると民間職員も加盟することができるようだから、「ドイツ公務員組合」は「ドイツ職員組合」と訳さねばならぬことになる。ドイツ語の場合 *Beamte* は「公務員」という意味のほかに、民間職員でも銀行、保険金社などの職員に用いられるから、*Beamtentbund* という言葉はそのままよい。)しかし、民間職員の加盟者はすくなく、事実上この組合は公務員を主とする組織であったようである。これらの組合はその活動を単なる経済的利益の擁護から、しだいに経済政策的分野へ、また政治的領域へと移していった。一九〇九年には「ドイツ公務員選挙連盟」(*Deutscher Beamtenwahlverein*) が創立された。これは公務員層を「その政治的無感覚から揺りおこす」(„aus ihrer politischen Indolenz aufzurütteln“) ことをその目的としていた。同年「固定給者組合」(*Bund der Festbesoldeten*) が結成された。その目的は直接に経済政策に介入することであった——とミューッフェルマンは記している。<sup>(9)</sup>しかし、これらの組織の人員・会計等については記載していない。

「固定給者組合」については、さきにふれたファルケンベルクの著書のほうが詳記している。それによると——組織化の思想は、公務員層のなかでは、一九世紀の八〇年代にその地歩を固めていた。しかし伝統の力が強く、公務員が被用者の立場に立って運動を推進することは容易でなかった。一九世紀末のめざましい技術的経済的躍進のなかで労働者および民間職員の運動は大いに発展したが、公務員は、一面では確かにこの組織化時代の子として自覚を高めつつも、他面では政府ならびに官庁がおこなう体制がわの組織化の努力を阻止するだけの力をもたず、そのため公務員運動は不活発にならざるをえなかった。公務員は長いあいだ、自分たちは他の団体と提携せず嚴重に孤立して、ひたすら俸給の改善のみを

はかる俸給一本槍政策 (Nurbesoldungspolitik) を固持していても目的を達しようと思ひこんでいた。実はこれはまちがった判断で、洞察力をもったリーダーたちは早くその誤りに気づいていた。彼らは新しい方法で公務員政策を一般政策に結びつけようと考え、ここに「公務員選挙連盟」を結成したのである。しかし、この連盟は選挙区における地域的活動をおこなうにあたって、公務員問題の全体にわたる展望をそなえた綱領をもたず、ただ公務員政策の目標だけを強調したので、その結果はかえって公務員とブルジョアジーとの間隙をいっそう拡大することとなった。ところが一九〇七年から八年にかけて公務員の給与の改善が新たに問題になってきた。そうすると、政治路線に密着することによって一段と成果をあげようとする考え方が大いに賛同者をみいだした。しかし、ここぞというときに決定的な姿勢がとれていないためにせっかくの給与改善も約三億マルクの支出という形で登場し、たいした改善にもならず終った。こうした結末は公務員層の不満を高め、政治への意志を上昇させた。この公務員給与改善問題は政治の舞台でたたかわれたもので、政府は公務員が政治的手段で要求を達成しようとするのを阻止するために全力をつくした。しかしその結果はかえって、公務員を一つの大きな組織に結束させようとする最初の真摯な試みをうながすことになった。一九〇九年一月三十一日に結成された「固定給者組合」がそれである。これは個人加盟で、公務員および民間職員のすべてのグループを包括するものとされた。その「組合綱領」(Bundesprogramm) はつぎのようになっている。

「固定給者組合は、憲法にもとづき皇帝と国家(ライヒ)に忠誠である。当組合は国・邦・自治体の職員および民間職員 (Privatbeamten) ならびに教員の結束をはかり、彼らの国家公民的 (staatsbürgerlich)、経済政策的および文化的利益を擁護するものであり、とくに他の職業層の利益とならんで固定給者の利益にも充分の理解を示し、その点において当組合に充分の保証を呈するような人民代表者 (Volksvertreter) のみを議会その他の公的団体に送ることを目的とする。

その要求は、つぎの六項にまとめられていた。

(一) すべての固定給者に法律によって保障された国家公民的権利、とくに結社・集会の権利、言語および文書による自由なる意見発表の権利、憲法にもとづく諸政党の枠内における自由なる政治的活動の権利の確立。

(二) 全国(ライヒ)立法による統一的な近代公務員法(Beamtenrecht)の制定。規律違反の場合の仲裁裁判所としての刑事裁判所の設置。勤務評定書(Personalakten)の秘密保存の廃止。下級公務員にたいする禁錮罰の撤廃。勤務・休息時間ならびに有給休暇の法律的規制。とくに商工業労働者の保護のため政府により営業命令によっておこなわれている措置を公務員にも認めること。自治体の被選挙権を自治体公務員および小学校教員に与えること。自由にして独立なる公務員委員会(Beamtenschaftsausschüsse)の設置。ならびに当組合と政党との交渉のための議会委員会(Parlamentarsausschüsse)の設立。

(三) 確実な物質的基礎の樹立。すなわち

(a) 公務員については、その時の物価値上りに給料を対応させること。住居事情を改善すること。予算による公務員はすべて終身任用とすること。臨時雇員の現則を改正すること。旧年金受領者および遺族を給与の増加に依りて新年金受領者と法律的に等置すること。祝儀制(Gratifikationswesen)の廃止。

(d) 民間職員については、(a)項にかかげたもので民間職員にあてはまる要求のほかに、法的関係においてすべての民間職員を等置すること。民間職員保険の完成、ならびに失業保険の制定。競争条項(Konkurrenzklause)の廃止。<sup>(1)</sup>解雇予告期間の規則改正。法定の民間職員利益代表団体の設置。労働時間を最高八時間に制限すること。完全なる日曜休業の導入。営業監督制を職員の労働関係に拡張すること。補習学校制度を国家立法によって制定すること。最低給与の法的保証。

四 大規模の土地政策の導入。累進所得・資産税制を一段ときびしく採用する公正なる租税政策の遂行。

(四) 理論と実践における公務員の基礎的研修のために国家的方途を講ずること。とくに技術および交通の進歩にかんがみ、公務員および民間職員のために社会的教養コースを設置すること。

(五) 現在おこなわれている階級選挙権を廃止し、すべての諸邦および自治体にたいして秘密・直接選挙をともなう選挙法を要求すること。公正なる税査定。国・邦・自治体における自治の原則をできるだけ広汎につらぬくこと。

なお「固定給者組合選挙綱領」(Wahlprogramm des Bundes der Festbesoldeten) が定められた。そこでは「すべての固定給者の幸福は究極において、多くのグループがバラバラに請願したり、もっぱら給与政策のみをおこなうことにあるのでなく、計画的にして統一的なる公務員政策をめざして、国家生活の内部におけるあらゆる公的出来事について団結して間断なく活動することにある。もし徴税通達書、賃貸契約、食料品値上りなどが、せつかく給与改善で得たものをふたたび取り去れば、給与改善は何の役にたつか」と記されていた。一九二二年の第三回組合大会で採択された「政治方針書」(politische Richtlinien) はつぎのようになっている。

(一) 固定給者組合は、独立の政党政策的集団形成 (parteilpolitische Gruppierung) として出現しているのではなく、政党政策的には中立の立場をとる組織 (eine parteipolitisch neutrale Organisation) である。

(二) 当組合ならびにその支部は、すべての市民的政党およびその候補者に当組合の綱領を提示し、この組合綱領にたいするそれらの政党ならびに候補者の明瞭なる態度決定をうながすように努める。

(三) 当組合ならびにその地方組織は、綱領に定めた要求の貫徹にできるかぎり力を注ぐため、組合綱領の重要な要求に賛成する候補者のみを支持するように組合員に推薦することができる。

(四) 組合員にたいしては、組合員が自己の政党政策的確信のいかんを問わず、組合綱領を基礎とする候補者のみを支持するよう

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(一) (小林)

に要求しなければならない。

(四) 政党内における組合員の一段と強度の活動が要請されねばならぬ。しかしその活動は、それによって組合綱領の要求が侵害されないことを前提としていなければならない。

(六) 地方的事情によってこれらの方針の実行に困難を生じ、そのほか疑問のある場合は、時期を失せず組合執行部の決定を求めねばならない。

ファルケンベルクはこの(三)項、すなわち「組合綱領の重要な要求に賛成する候補者のみを支持する」という問題をめぐって、既成政党のあいだにさまざまな反応があらわれたことを述べている。右翼の諸政党はこの組合の政策が「左派自由主義的」(linksliberal)であると不平をいった。左翼の諸政党にとっては、この組合の政策はどうも明白でないように思われた。政治的中立を守るという意図は本気であっても、既成政党の本質的性格のために、せっかくの意図も単なる戯画になってしまったというのである。ファルケンベルクによると、さらに二つの要因が加わってこの組合の衰弱をひきおこした。すなわち個人加盟の原則で組合員を募集することになっているが、既存の職種別組合は組合員の減少を恐れ、そのため一部の組合はハッキリ拒否の態度をとり、固定給者組合の思想をひろめる方向にはまったく活動してくれなかった。既存の組織全体がこのように消極的抵抗の態度をとったために、固定給者組合の運動は、心の底から共鳴した組合員がこの新しい思想を宣伝したところには賛同者をつくりえなかった。支部は、ベルリン市内を除けば、ザクセン、バーデン、メクレンブルク、オルデンブルクなどに設立された。こうした動きは、たしかに公務員運動に近代的意味の影響を或る程度はおよぼしたが、それは公務員層全体を新しい経済政策的公務員運動の担い手にするほど強力なものではなかった。また統一性のある目的を追求するにあたってとくに障害となったのは、民間職員と公務員とを統一的組織戦線に連結

したことである。この組合の創立者たちは、経済的運動のめには、経済的におそらく同じ方向をもつと思われる社会層を連結できるという考えにあまりとらわれすぎていた。しかし、この二つの社会層は、ほかの点では別々の世界に暮らしていたのである。民間職員は公務員の生活を知らず、また公務員は民間職員の要求の本源的な連関について何も知らない。この二つの社会層に共通な特色といえば、どちらも消費者だということだけである。だから彼らは同じ基礎の上に立って消費者政策をおこなうことはできる。しかし、この基礎の上に、原理的にちがった特性をもつ職業政策を載せることはまだ不可能である。この組合に組織された民間職員は、事実上まだ非常にすくなかつたので、この組合の運動はほとんどすべて公務員の発議にもとづいておこなわれた——とファルケンベルクは書いている。<sup>12)</sup>

以上、ミュッフェルマンとファルケンベルクの記すところによって、一八九七年に結成された「ドイツ公務員組合」、一九〇九年創立の「ドイツ公務員選挙連盟」、同じく一九〇九年の「固定給者組合」の三つの組織についてその生まれてきた背景、その志向などを見たのであるが、いずれもその組合員数、組合費、会計などのくわしいことはわからない。第一次大戦前のドイツ公務員の組織で組合員数のわかるのは、私の見たかぎりでは、エミール・レーダーの「社会運動年報」(一九一三年)に記された「ドイツ公務員組合連合会」(Verband deutscher Beamtenevereine)である。すなわち、この連合会は一九一一年末に加盟組合二七六、組合員二四九、六五〇名であり、一九一二年末には加盟組合二八九、組合員二六四、四一三名、一九一二年度末には加盟組合三一四、組合員二六七、五四九名というように、増加の一路をたどっている。レーダーによると——この組合員の増加と同じように、この連合会の諸制度も発展していた。連合会は依然としてこれらの制度に重点をおいており、貯金および貸付制度、救済制度(Hilfswesen)、扶助制度(Unterstützungswesen)などが最も大きな役割をはたしている。連合会の機関誌「ドイツ公務員評論」(Deutsche Beamtenschau)の

論説はかならずしもそのまま連合会指導部の意見とみることはできないが、そのなかの或る論説では、上級公務員は下級および中級公務員ともっと接触しなければならぬ、また公務員は自分を上司の従属者としてではなく、全体 (die Allgemeinheit) への奉仕者とみなすべきであり、下級公務員の権限は、各個人の人格の発展を可能にするために、できるだけ拡張されねばならぬ、と論じられている。こうした見解は従来ドイツではラディカルな組合だけが出していたもので、それがここに表明されているわけである。しかし他方では、国家公民としての権利を公務員が行使することについて、非常に狭い制限がくりかえし力をこめてつけられている。たとえばドイツ国結社法による諸権利や政治的諸権利の行使について、そうである。一九二二年四月一六日の「ドイツ公務員評論」では、自由は国家の公的利害のなかに、また他人の同じ権利のなかに「当然の限界」(natürliche Grenze) をもっており、ドイツ国結社法は上司の権限および国家の権限を制限したのではない、公務員は自発的に公務に入ったことによって、法律的制限に服し、行政の伝統のなかで支配的なる制限に服するものである、と論じていた。だからドイツ国結社法は公務員にとってはけっしてその権利の範囲を拡張したのではなく、総じて何か他の一般的法律によってこうした権利の拡張をはかることは不可能ということになる。そこでは「政府が、或る政党候補者の選挙は公務員の地位と両立しえない、と宣言する」ことは、「疑いの余地なく許されることだ」と言明されている。なぜなら、国家の公務を辞職せずにおこなわれるストは、雇用契約 (Dienstvertrag) 違反を意味するからだ。しかし連合会の機関紙「ドイツ公務員新聞」(Deutsche Beamtenzeitung) が、公務員についての規定を改める必要があると説いていることは、注目されてよい。すなわち「ドイツ国家公務員はすべて、その公職の内外における態度によって、彼の職業が要求する尊敬にふさわしい行動をしなければならぬ」(Jeder Reichsbeamte hat sich durch sein Verhalten in und ausser dem Amt der Achtung würdig zu zeigen, welche sein Beruf erfordert.) と

いう従来の規定は、つぎのように改められねばならないというのである。

「ドイツ国家公務員はすべて、その公職の内における態度によって、彼の職業が要求する尊敬にふさわしい行動をしなければならぬ。公職の外においては、一般の解釈によって礼儀に反し良俗にそむく一切の事を避けねばならぬ。現存国家の顛覆をめざす運動はこれを支持してはならない。その他の場合は、国家の公民としての一切の権利を自由に行使することが保障される。(In übrigen wird ihm die freie Ausübung aller staatsbürgerlichen Rechte gewährleistet.)」(旁点は小林)

なお、以上の組織のほかに「ドイツ国下級公務員組合」(Verband der Unterbeamten des Deutschen Reiches)がある。しかし、これは一九一三年に加盟組合一六、組合員一、二二六名にすぎなかった。それでも機関紙「ドイツ下級公務員新聞」(Deutsche Unterbeamtenzeitung)を発行している。一九一三年六月十二日のベルリン大会には二千名の下級公務員が参加し、俸給を三グループに分けること(一、四〇〇——一、八〇〇マルクのグループ、一、六〇〇——二一〇〇マルクのグループ、一、八〇〇——二、五〇〇マルクのグループ)、各グループとも毎年五〇マルクずつ昇給し、一四年でそのグループの最高額に達するようにすることを要求していた。<sup>(31)</sup>

## 二

つぎに第一次大戦前における民間の職員の状態を見よう。当時のドイツの有業人口と民間職員数との対比は、左記のようになっている。<sup>(32)</sup>

	一八九五年	一九〇七年
有業人口	一八、七二〇、七七八	二三、九九四、二五三
民間職員	八二八、五〇九	一、六二〇、三二〇

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(一)(小林)

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動(二) (小林)

一四

民間職員の占めるパーセンテージ

四、四二%

六、七六%

都市人口だけについて見ると――

一八九五年

一九〇七年

有業人口

一〇、二四〇、一四一

一四、〇八四、三〇二

民間職員

七三二、二四五

一、五二一、三二〇

民間職員の占めるパーセンテージ

七、一〇%

一〇、八〇%

この民間職員を当時のドイツ統計の分類法で「主要グループB」(Hauptgruppe B)と「主要グループC」とに分けた数を見ると――

一八九五年

一九〇七年

主要グループB (工業・鉱業・建築業)

二六三、七四五

六八六、〇〇七

主要グループC (商業・交通)

四六八、四九一

八三五、三〇三

これらの民間職員の経済的状态はどうであったか。「国家諸科学辞典」(一九二五年)にハインツ・ポットホフの寄稿

した「民間職員」(Privatangestellte)の項によると、職員たちの所得が第一次大戦前において「まったく恵まれない」(recht ungünstig)状態であったことはいろいろの調査の一致するところである、という。すなわち、一九〇七年に諸

組織によって回収された一五万枚のアンケートを整理してつくられた年金問題についての官庁の報告書では、最も給与の低い諸グループ(婦人・販売員・農業職員)がほとんど全く代表されていないし、また、ほかの諸グループでも最低の階層はほとんど諸組織の手がとどいていないから、実際の所得よりも高い数字を出している。それにもかかわらず、この報告書においても平均所得は年二、〇四〇マルクにすぎず、全体の六〇パーセントは年収二、一〇〇マルク以下である。一

九一三年の職員保険の結果によると、男性の被保険者の平均収入は辛うじて年一、九〇〇マルク、女性のそれは辛うじて年一、〇〇〇マルクに達する。一九〇八年の「ドイツ国民商店員組合」(Deutschnationaler Handlungsgelienverband)の調査によると、三二、七〇〇名の商店員は平均所得一、七一マルクで、その内訳は一、二〇〇マルク以下が二八パーセント、一、二〇〇マルクから二、〇〇〇マルクまでが四八パーセント、二、〇〇〇マルクから三、〇〇〇マルクまでが二二パーセント、三、〇〇〇マルクを超えるものは四パーセント強にすぎなかった。一九一〇年におこなわれた「ドイツ技術者組合」(Deutscher Techniker-Verband)の調査によれば、技術者のほとんど半数は、月一二〇マルク以下の給料である。大ベルリン(Gross-Berlin)における機械製造および電気工業の技術職員の状態にかんする一九〇七年の調査は、三、三〇〇名の技術者のうち、一、二〇〇マルク以下が四パーセント、一、二〇〇——二、一〇〇マルクが四八パーセント、二、一〇〇——三、〇〇〇マルクが二四パーセント、三、〇〇〇マルクを超えるものは一七パーセントにすぎなかった。事務員(Büroangestellte)の状態が最も悪く、いくつかの組合の調査によると、青年(jugendlich)職員の六〇パーセントは年六〇〇マルク以下で、二一才を超える職員のうち四〇パーセントは年八四〇マルク以下であり、比較的若い事務長(Bürovorsteher)のうち約七〇パーセントはせいぜい年一、二〇〇マルクであった。婦人職員の給料は周知のように男性よりはるかに低かった。一九〇七年の官庁報告はあまり信頼できないものだが、婦人の平均収入を男性の収入の五五パーセントとふんでいる。もし、こうした収入額を専門労働者(Facharbeiter)の賃金と比べて、教養・被服・住居・子弟教育のために職員は、確立した慣習上、労働者よりもいかに高い支出をせざるをえないかを考慮すれば、上層職員を除いて(上層部は非常に優遇されている)、職員の状態は全く不十分なものであった——というのである。<sup>15)</sup>

それではこのような民間職員の組織はどうなっていたか。一九一二年刊の「ドイツ国統計年報」によると、一九一一

のドイツにおける民間職員組合の組合員総数は八二二、六〇四名である。しかし、そのうち職員は七三四、八七九名と記されているから、残りの八七、七二五名(すなわち一〇パーセント強)は経営者である。<sup>19)</sup> 職員のうち婦人は六六、三七七名で、九パーセント強にあたる。これを商業職員組合 (Kaufmännische Verbände) / 技術職員組合 (Techniker-Verbände) / 事務員組合 (Verbände der Bureaubeamten) / 農業職員組合 (Verbände landwirtschaftlicher Beamten) その他の職員組合 (Verschiedene Verbände) の五部門に分類して<sup>17)</sup> いる。

以下、それぞれの部門の組合名、本部所在地、組合員数、そのうちの職員数、組合支部 (Zweigverein) の数を見よう。なお Verband は原則として「組合」と訳し、場合によって「連合会」と訳しておく。(ドイツ語の Verband は雇主の組織にも被用者の組織にも使われる。「労働組合」を意味する場合、当時は Gewerkschaft あるがは Gewerkeverein のほかに、Verein, Werkverein, Vereinigung, Bund, Verband などが用いられた。)

(一) 商業職員組合

「ドイツ商業職員組合連合会」 Deutscher Verband kaufmännischer Vereine (本部はフランクフルト・アム・マイン)、組合員七〇、七七三名、そのうち職員四八、〇三六名(うち二、五〇六名は徒弟)。組合支部八七。ただし、上記の数字のなかには、この連合会に加盟している組合四四、その組合員五五、四三七名(うち職員四一、四六五名。そのうち婦人二一五名)、支部五一が含まれている。——「一八五八年の商業従業員組合」 Verein für Handlungskommis von 1858 (本部ハンブルク)、一一〇、三六七名。(この組合は一年分以上の組合費を滞納しているものを年末に全部除名する。したがって次の年の一月一日に入会したものはこの数に含まれていない。)うち職員九七、五八〇名、支部六二八。——「ドイツ商店員組合」 Verband deutscher Handlungsgehilfen (本部ライプツヒヒ)、九三、八四三名、うち職員八

七、九一九名、支部七七三。<sup>(18)</sup> —— 「ドイツ国民商店員組合」 Deutschnationaler Handlungsgehilfen-Verband (本部ハ  
ンブルク、創立一八九三年)、組合員二二一、〇三二名、うち職員一四、一一七名、<sup>(19)</sup> 支部一、三七三。 —— 「ドイツ商  
人組合」 Verein der deutschen Kaufleute (本部ベルリン)、一八、六六七名、うち職員一八、二〇二名(うち婦人二、  
五一七名)、支部二〇五。 —— 「ドイツ男女商店員中央組合」 Zentralverband der Handlungsgehilfen und -gehilfinnen  
Deutschlands (本部ハンブルク)、一五、五〇二名(経営者を含まず、全部が職員)、うち婦人九、五二〇名、支部  
四九。 —— 「ドイツ・カトリック商業職員組合連合会」 Verband katholischer kaufmännischer Vereinigungen Deutsch-  
lands (本部エッセン)、三〇、九四六名、うち職員一九、五〇五名、支部二八四。 —— 「ヴュルテンベルク商業職員組  
合連合会」 Verband der kaufmännischen Vereine Württembergs (本部ハイルブロン)、六、三三〇名、うち職員三、  
三〇〇名、支部二二。 —— 「商店員組合」 Handlungsgehilfen-Verein (本部ブレスラウ、一七七四年創立)、四、七〇  
八名、うち職員四、二〇〇名、支部九。 —— 「ドイツ出張商人組合」 Verband reisender Kaufleute Deutschlands (本  
部ライプツヒヒ)、一四、五四二名、うち職員約七、三〇〇名、支部一〇三。 —— 「ドイツ銀行職員組員」 Deutscher  
Bankbeamten-Verein (本部ベルリン)、二八、三八一名(経営者を含まず、全部職員)、支部一一九(地方管区 Orts-  
gruppe 二九を含む)。 —— 「ドイツ倉庫業男女従業員組合」 Verband der Lagerhalter und Lagerhalterinnen Deutsch-  
lands (本部ライプツヒヒ)、二、七四四名(経営者を含まず、全部職員)、うち婦人一七一名、支部五一。 —— 「全ド  
イツ書籍商店員組合」 Allgemeiner deutscher Buchhandlungsgehilfen-Verband (本部ライプツヒヒ)、二、一四七名、  
うち職員一、八六七名、支部一七。 —— 「ドイツ書籍商店員全国組合」 Allgemeiner Verein deutscher Buchhandlungs-  
gehilfen (本部ベルリン)、二、九〇三名、うち職員約二、八〇三名、うち婦人三二名、支部八五。 —— 「ドイツ薬種・

染料青年従業員組合」Verband junger Drogisten Deutschlands (本部ベルリン) 一、九四五名(全部職員)、支部四三〇。——「婦人商業職員組合」Kaufmännischer Verband für weibliche Angestellte (本部ベルリン) 三、一七七名(全部職員)、うち男性職員一名、支部八〇。——「婦人商業職員連合組合」Verbündete Kaufmännische Vereine für weibliche Angestellte (本部フランクフルト・アム・マイン) 一八、四一五名、うち職員一五、六七九名(全部女性) 支部四八(地方管区五を含む)。ただし、この数字のなかにはこの連合組合に加盟している組合四六、その組合員一五、八七一名(うち職員一三、五三四名、そのうち婦人一三、三六二名)、支部五が含まれている。

以上、商業職員組合の小計は、組合員五七一、四九一名、うち職員四九八、七四八名(うち婦人六〇、三二〇名)。

## (二) 技術職員組合

「ドイツ職長組合」Deutscher Werkmeister-Verband (本部デュッセルドルフ) 五四、〇六五名(経営者を含まず、全部職員)、支部九二二。——「技術工業職員組合」Bund der technisch-industriellen Beamten (本部ベルリン) 二〇、四五二名(全部職員)、うち婦人七名、支部二二三。——「ドイツ技師組合」Deutscher Techniker-Verband (本部ベルリン) 一、三〇、〇四九名(うち正組合員 ordentliche Mitglieder 一八、三五七名、特別組合員 ausserordentliche Mitglieder 一、六九二名)、うち職員二七、六四五名、支部四〇三。——「技術者共済組合」Technischer Hilfsverein (本部ベルリン) 四二七名(全部職員)。——「ドルトムント鉱山監督局区鉱山技術職員組合連合会」Verband der Vereine technischer Grubenbeamten im Oberbergamtsbezirke Dortmund (本部ゴーフム) 五、五八二名、うち職員五、四三〇名、支部一七。——「ドイツ坑夫長組合」Deutscher Steiger-Verband (本部エッセン) 九七八名(全部職員)。——「採石・採砂・粘土工業職員組合」Verein der Privatbeamten für die Steinbruch-, Sand- und Ton-

Industrie (本部ヴィルゼンロートWilsenroth) 、五四名 (全部職員) 。——「ドイツ煉瓦職長中央組合」 Zentralverband deutscher Ziegelmeister (本部ラーゲLage i. L.) 、六〇四名 (全部職員) 、支部一四。——「ドイツ製本関連業職長組合」 Werkmeister-Verband für das deutsche Buchbindergewerbe und verwandte Berufe (本部ベルリン) 、二二〇名 (全部職員) 、支部四。——「ドイツ醸造・麦芽製造技師長組合」 Deutscher Brau- und Malzmeisterbund (本部ライプツヒヒ) 、一、七二七名、うち職員一、三五一一名。——「ドイツ裁断師組合」 Deutscher Zusneider-Verband (本部ベルリン) 、二、八一七名、うち職員二、六七七名、支部九四。——「ドイツ職人頭組合」 Deutscher Polierbund (本部ブラウンシュヴァイク) 、六、〇四三名、うち職員二、七五〇名、支部一六六。——「ドイツ印刷職長組合」 Deutscher Faktoren-Bund (本部ベルリン) 、二、〇四九名 (全部職員) 、支部六二 (ただし、前年の支部数) 。——「ドイツ工芸美術家組合」 Verband deutscher Kunstgewerbezeichner (本部ベルリン) 、二、二二二名、うち職員二、二二二名 (うち婦人一六名) 、支部三六。——「ドイツ図案家組合」 Verband deutscher Musterzeichner (本部グロッセンハイン Grossenhain) 、二八〇名 (全部職員) 、支部四。——「プロイセン・ヘッセン国有鉄道技術職員組合」 Verband der Eisenbahntechniker der Preussisch-Hessischen Staatsbahnen (本部ケルン) 、一、二九四名 (全部職員) 、支部二四。——「技術上級海員組合」 Verband technischer Schiffssoffiziere (本部ハンブルク) 、一、〇一六名 (全部職員) 、支部八。——「ドイツ商船船長・上級海員組合」 Verband deutscher Kapitäne und Offiziere der Handelsmarine (本部ハンブルク) 、一、〇七七名 (前年の数) 、うち職員一、〇三〇名 (前年の数) 、支部一。——「ドイツ歯科技工士組合」 Verband deutscher Zahntechniker (本部ベルリン) 、一、三〇〇名 (全部職員) 、支部二四。以上、技術職員組合の小計は、組合員一三二、二五五名、うち職員一二五、八四四名 (うち婦人四七名) 。

㉓ 事務員組合

「ドイツ事務員組合」Verband deutscher Bureaubeamten (本部ライプツヒヒ)、四、〇三六名(経営者を含まず、全部職員)、支部九〇。——「ドイツ事務職員組合」Verband der Bureauangestellten Deutschlands (本部ベルリン)、六、五九八名(全部職員)、うち婦人二二二名、支部一〇一。——「バイエルン弁護士事務所従業員組合」Bayerischer Rechtsanwaltsgehilfen-Verband (本部アウクスブルク)、五五六名(全部職員)、支部二二。——「ドイツ保険職員組合」Verband der deutschen Versicherungsbeamten (本部シュンゲン)、七、四九五名(全部職員)、支部三六。——「ドイツ困保職員組合」Verein der Beamten der Reichsversicherung (本部ムルリン)、一、一〇七名(全部職員)。——「ドイツ疾病金庫職員連合組合」Bund deutscher Krankenkassenbeamten (本部マンハイム)、一、〇七〇名(全部職員)、うち婦人六名、支部七。ただし、そのなかにはこの組合に加盟している組合五、その組合員九六三名(全部職員、うち婦人二名)が含まれている。

以上、事務員組合の小計は、組合員二一、七〇二名(全部職員)、うち婦人二三八名。

㉔ 農業職員組合

「ドイツ農場職員連合連合会」Verband der Güterbeamten-Vereinigungen Deutschlands (本部プレスラウ)<sup>(20)</sup>、一七、九三六名、うち職員一六、一四〇名、支部約二四〇。ただし、この数字のなかには、この連合会に加盟している組合一八その組合員一四、四八四名(うち職員一二、七四三名)、支部一四三が含まれている。——「ドイツ酪農場職員・所有者・借地人組合連合会」Verband der Vereine deutscher Molkerei-Beamten, -Besitzer und -Pächter (本部ブンツラウ Bunzlau)、二、三二二名、うち職員一、六九六名(うち婦人一名)、支部三〇。——「両メクレンブルク農業職員組合

「Verein der Landwirtschaftsbeamten beider Mecklenburg (本部キュストロー-Güstrow)」、九一九名、うち職員三  
五二名、支部一八。——「ドイツ池沼養魚業・漁業職員組合」Verein der Privatbeamten der Teichwirtschafts- und  
Fischereibetriebe Deutschlands (本部シュヴェリーン-Schwerin)、七二名、うち職員五五名、支部一(この支部はこの  
組合の年金組合 Pensionerverband である)。——「火酒蒸溜場指導員組合」Brennereileiter-Verband (本部ベルリン)  
八〇三名(全部職員)。

以上、農業職員組合の小計は、組合員二二、〇七二名、うち職員一九、〇四六名(うち婦人一名)。

(四) その他の職員組合

「ドイツ職員組合」Deutscher Privat-Beamtenverein (本部マクデブルク)、二九、七〇八名、うち職員約二五、〇〇  
〇名、支部五〇〇。——「ドイツ国民経済組合」Deutscher volkswirtschaftlicher Verband (本部ベルリン)、一、一九  
二名、うち職員五八〇名(間接的国家公務員 mittelbare Staatsbeamte を除く)、この職員のうち婦人一五名、支部三。  
——「ドイツ薬剤師組合」Verband Deutscher Apotheker (本部ライプツヒヒ)、四、一二二名、うち職員三、九二二  
名、支部三三。——「ドイツ食肉検査士・旋毛虫検査士組合全国連合会」Reichsverband deutscher Fleischbeschauer-  
und Trichinenschauer-Verbände (本部デュッセルドルフ)、九、〇二七名(全部職員)、支部一六。——「ドイツ鉱山  
・工場職員組合」Deutscher Gruben- und Fabrikbeamten-Verband (本部ポーフム)、一四、六二七名(全部職員)、  
支部三二〇。——「ドイツ新聞職員組合」Verband der deutschen Zeitungsbeamten (本部ライプツヒヒ)、四四〇名(全部職員)、  
支部一〇。——「ドイツ劇場従業員組合」Genossenschaft deutscher Bühnengehörigen (本部ベルリン)、  
一一、八二二名、うち職員一一、七九七名(うち婦人四、二六六名)、支部三〇八。——「全ドイツ合唱団員組合」All-

*gemeiner deutscher Chorsänger-Verein* (本部マンハイム)、三、〇〇六名(全部職員)、うち婦人約一、五〇〇名、支部九九。——「バレエ組合」*Ballett-Union* (本部シュトラースブルク)、一五〇名、支部一四。

以上、その他の組合の小計は、組合員七五、〇八四名、うち職員六九、五三九名(うち婦人五、七八一名)<sup>20)</sup>。

商業職員組合一七のうち、経営者を含まず全部が職員というのは、「ドイツ男女商店員中央組合」、「ドイツ銀行職員組合」、「ドイツ倉庫業男女従業員組合」、「ドイツ薬種・染料青年従業員組合」、「婦人商業職人組合」の五組合だけで、残りの一二組合はいずれも経営者を含んでいる。組合員七〇、七七三名をもつ「ドイツ商業職員組合連合会」は職員(徒弟を含む)四八、〇三六名で、残りの二二、七三七名すなわち三二パーセント強は経営者である。こうした経営者を含む組織は、組合といっても互助会あるいは共済組合的な性格がつよいことは当然であろう。

技術職員組合になると、商業職員組合の場合とは逆に、経営者を含むのは一七組合のうち、「ドイツ技術者組合」、「ドルトムント鉱山監督局区鉱山技術職員組合連合会」、「ドイツ裁断師組合」、「ドイツ職人頭組合」、「ドイツ工芸美術家組合」、「ドイツ商船船長・上級海員組合」の六組合だけで、残りの一二組合は経営者を含まず、職員だけで組織されている。事務員組合の場合には、経営者を含む組合は一つもない。農業職員組合では、経営者を含まないのは「火酒蒸溜場指導員組合」だけで、残りの四組合は経営者を含んでいる。このように見てくると、経営者を含むか否かという点にその組織の労働組合的性格の強弱があらわれているように思われて、非常に興味ふかいものがある。

第一次大戦前のドイツにおける民間職員の組織は、その組合員数、独立経営者との関係など、かなり具体的にわかったのであるが、これらの組織の創立の年および創立の事情はほとんどわからないものが多い。「政治綱要」(一九二二年刊)に寄稿したハインツ・ポットホフの「民間職員」は、「比較的古い組合」(*die älteren Verbände*)の例として、

「商店員 (die Handlungsgeliffen) の組合は一八五八年から、職長と技術職員 (die Werkmeister und Techniker) の組合は一八八四年から」と書いてある。<sup>(21)</sup> 一八五八年創立の組合は、組合名にその年をうたい込んだ「一八五八年の商業従業員組合」であるが、一八八四年創立の技術職員組合がどれか、筆者はまだ知らない。<sup>(22)</sup>

これらの職員組合はどんな活動をしたか。先にも引用した「国家諸科学辞典」の「民間職員」の項では、つぎのように述べている。——この新しい階層の組織は、その経済的發展に対応する。それは、それぞれの職業における共済組合としてはじまり、職員と経営者とをひとしく組合員とし、職業紹介・専門教育・死亡金庫・疾病金庫・遺族扶助・窮境援助のように、職員と独立経営者の双方の利益になるような目的を追求した。こうした組織は、商店員 (Handlungsgeliffen) の場合は一八八〇年代まで、事務員の場合は一八九〇年代までさかのぼる。これらの組合は徐々に社会政策的にも活動するようになった。ことに、みずから労働組合 (Gewerkschaft) と称するか、そうでなくともとにかく断固として被雇用者の立場を守った比較的若い組合 (Verbände) の成立は、古い組合をして組合員たる独立経営者の影響力をますます撃退する方向をとらしめたので、一九一〇年にはすでに、ほとんどすべての組合は多少とも明白に、雇主と立法者への社会的要求をひっさげた職員層の利益代表となった。こうして新しい立法を要望する運動のほうに力点がおかれ、それに比べると、ストライキその他の労働組合的な闘争手段ははるかに後景におしやられた。一九〇五年には一〇七、〇〇〇人の組合をもつ民間技術職員の一四組合が団結して「社会委員会」 (Sozialer Ausschuss) を創立し、これによって一つの集中運動が開始された。この運動は一九一〇年には九千人の組合員をもつ五つの事務員組合の合流へとみちびいた。年金保険をめぐす運動は、一九〇三年にすでにいろいろの職業のものが団結して一つの「主要委員会」 (Hauptausschuss) を設置するといふ成果を生んだ。この委員会は四七の組合に入っている七五三、〇〇〇名 (ただし、重複算入者を含む) の組合員

を母体としていた。一九〇七年にはこの委員会から分離して「社会保険のための自由連合組合」(Freie Vereinigung für die soziale Versicherung)が生まれたが、これは一九一〇年によく一〇組合、六九、〇〇〇名の組合員を得たにとどまる——と。<sup>(24)</sup>

たしかに職員組合は第一次大戦前の段階では当初の共済組合的なものから労働組合的な組織へと発展しつつあったが、まだストライキというような闘争手段を用いることは稀れであった。このことは、一九一二年の「ドイツ国統計年報」に出ている職員組合の支出の内訳を見てもうかがわれる。<sup>(25)</sup> ストライキおよび被処分者にたいする援助(Streik- und Massenregelunterstützung)をおこなった組織は、商業職員組合では「ドイツ男女商店員中央組合」だけである。この組合は先に見たとおり組合員一五、五〇二名で、経営者を含まず、全部が職員である。一九一一年におけるこの組合の総収入は一八八、八七三マルク、総支出は一七四、五五七マルクであった。そのうちストおよび被処分者援助に四、二三八マルクを支出している。<sup>(26)</sup> ほかに機関紙に二三、五七七マルク、失業者扶助に一二、九八八マルク、教養講座その他の教育目的に一、一六七マルク、扇動(Agitation)に五三、八〇七マルク、上部組合費九、六五五マルクなどを支出している。

技術職員組合でストおよび被処分者援助費を支出しているのは、二〇組合のうち、「ドイツ職長組合」、「技術工業職員組合」、「ドイツ技術者組合」、「ドイツ工芸美術家組合」の四組合である。「ドイツ職長組合」は一九一一年の収入九〇九、七〇八マルク、支出一、〇〇七、四四三マルクで、そのうちストおよび被処分者援助費はわずか八四二マルクにすぎない。主な支出は機関紙二三五、六八〇マルク、未亡人・孤児援助三二四、八九三マルク、廃疾者扶助二五〇、六七四マルク、疾病扶助五五、六五〇マルクなどである。ストおよび被処分者援助に比較的多額の支出をしているのは「技術工業職員組合」であった。<sup>(27)</sup> この組合の一九一一年の収入は五一六、一二七マルク、支出は四九〇、八九三マルクで、その

うちストおよび被処分者援助に七八、九五〇マルクを支出している。その他は機関紙(五五、三〇三マルク)、失業扶助(三四、四一四マルク)、死亡扶助(四、一一〇マルク)、窮乏扶助(七、二八七マルク)、職場紹介(一一、一三七マルク)、教養(三、〇七七マルク)、法律的保護(二六、〇七〇マルク)、扇動(七一、八八一マルク)、大会費(八、六六二マルク)、上部団体費(一、六七一マルク)などである。「ドイツ技師組合」は一九二一年の収入六二二、〇〇一マルク、支出五七九、七四一マルクで、そのうち六、〇二五マルクをストおよび被処分者援助に支出している。その他の支出は機関紙(一五七、六八五マルク)、失業扶助(四六、一一〇マルク)、死亡扶助(一六、〇五〇マルク)、窮乏扶助(二一、〇九九マルク)、職場紹介(一一、一三七マルク)、扇動(二五、九九八マルク)などである。「ドイツ工芸美術家組合」は一九二一年の収入四二、五四四マルク、支出三六、二六一マルクで、そのうち一九二四マルクをストおよび被処分者援助にあてている。ほかの支出は機関紙(七、三五〇マルク)、失業扶助(五、三四二マルク)、法律的保護(一、〇二八マルク)、扇動(二、二七二マルク)などであった。事務員組合では「ドイツ事務員組合」だけがストおよび被処分者援助として一九二一年に二七五マルクを支出している。この組合のこの年度の収入は一一〇、六一五マルク、支出は一一一、八五九マルクで、その他の支出は機関紙(二五、六五四マルク)、失業扶助(四、六一五マルク)、疾病扶助(二三、八〇六マルク)、死亡扶助(三、五八〇マルク)、扇動(三、八三二マルク)、大会費(六、七八五マルク)などである。農業職員組合には、ストおよび被処分者援助に支出した組合はひとつもない。その他の職員組合では、「全ドイツ合唱団員組合」が一九二一年に四五マルクをストおよび被処分者援助に支出しているだけである。この組合の一九二一年の収入は二七、六一一マルク、支出は一九、三八三マルクで、他の支出は機関紙(五、四九一マルク)、法律的保護(二、七九四マルク)、扇動(四五五マルク)、大会費(四、四六五マルク)などである。ブルー・カラーの労働組合

と比較すると、穏健といわれるキリスト教系の労働組合でも、たとえば金属工 (Metallarbeiter) の組合は一九一一年に組合員四一、二五三名で収入一、一一三、七六九マルク、支出九八七、三七三マルクで、ストおよび被処分者援助に二九〇、一八〇マルクを支出している。鉱山労働者の組合では組合員八三、五八八名で、支出一、〇九九、一二六マルクのうちストおよび被処分者援助費は一六八、九六五マルクであり、木工 (Holzarbeiter) の組合では組合員一五、四六二名で、支出三三六、六九九マルクのうちストおよび被処分者援助に九二、二二〇マルクを使っている。ヒルシュ・ドゥンカー系の労働組合でも、機械工・金属工 (Maschinenbau- und Metallarbeiter) の組合は組合員四三、七一〇名で支出一、一九八、五八二マルクのうち、ストおよび被処分者援助に二四八、〇三三マルクをあてている。木工の組合でも組合員五、三九四名で支出二〇〇、五九二マルクのうち、ストおよび被処分者援助費は二二、二二四マルクであった。社会民主党系のいわゆる自由労働組合 (Freie Gewerkschaften) では、金属工の組合で組合員四九四、一七七名、支出一五、七七六、五四五マルクのうち、ストライキ援助は、自分の組合にたいして五、五七二、三一三マルク、他組合および外国の組合にたいして二一、五〇〇マルク、被処分者援助二五三、九七二マルクに達している。木工の組合では組合員一七六、八三八名で支出六、七二三、五八三マルクのうち、ストライキ援助は自分の組合にたいして二、六五九、六一五マルク、外国の組合にたいして一一三、六二四マルク、被処分者援助に八〇、八一六マルクを支出していた。また鉱山労働者の組合では組合員一二〇、九七五名で支出三、〇四〇、六三三マルクのうち、ストライキ援助は自分の組合にたいして一、五二二、九三〇マルク、外国の組合にたいして二一、〇〇〇マルク、被処分者援助に四八、三九一マルクを支出している。<sup>(28)</sup>

このようにブルー・カラーの労働組合と比べてみると、第一次大戦前のドイツ職員層の組合の性格が非常によくわかる。そこには濃厚に共済組合的性格が残っていた。まだ多くの組合が経営者を組合員として包含している。しかし一方で

は、近代的な労働組合とよびうる組合も生まれていた。共済組合的な性格を残している組合のなかにも、職員層の利益を守る組織として、新しい動きが見られたのである。一九一三年においても商業職員組合の運動の中心であった「ドイツ国民商店員組合」は、レーデラーの「社会運動年報」(一九一三年)によると、「労働組合的立場」(der gewerkschaftliche Standpunkt)を強調していた。もちろん一切の「暴力的政策」(gewaltsame Politik)を拒否し、商業従業員の「階層的な性格」(Standescharakter)を強調している。しかし、とにかくこのような組合もいちおう「労働組合的立場」を強調せざるをえなかったところに時代の大きな潮流が感じられる。こうした状況でドイツのホワイト・カラーは第一次大戦を迎えたのである。

註(1) blackcoat (black coat 黒の上着——転じてイギリスでは

サラリーマンの意味に使われる。形容詞的に black coated

worker という用法がある。)

(2) Encyclopaedia of Social Sciences, Vol. X, "Middle

Class" by Alfred Meusel.

(3) Mills, C. W.: White Collar. The American Middle

Classes. New York 1951. 杉 政孝訳「ホワイト・カラー」

創元社、一九五七年。

(4) Lockwood, David: The Black Coated Worker. 1958.

寿里 茂訳「現代の新中間層——イギリスのサラリーマン」ダ

iamond社、一九六四年。

(5) Kuczynski, Jürgen: Zur Soziologie des imperialisti-

schen Deutschland. Jahrbuch der Wirtschaftsgeschichte,

Akademie Verlag, Berlin 1962, Teil II.

(6) Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. 8 B. H.-

de. (Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomi-

tee der SED.) Dietz Verlag, Berlin 1966.

(7) Lederer, F., und Marschak, J.: Der neue Mittelstand.

- Grundriss der Sozialökonomik, Verlag J.C.B. Mohr, Tübingen 1926, IX. Abteilung, I. Teil, S. 129. チュンスキューは上掲論文 (二一ページ) で、一九五八年の西ドイツ (ドイツ連邦共和国) 統計局の算定に拠つて一九〇七年のドイツ公務員 (労働者・軍人を含む) を三二〇万人としている。しかし、これは労働者および軍人を含む場合の数字である。通常、ホワイト・カラーは文官公務員と民間職員をなす。アーデルフ・シュトゥルムター編「ホワイト・カラー労働組合」(一九六六年刊) のなかのギュンター・ハルトフィール (Günter Hartfeld) によるドイツの部では一九〇七年の文官公務員と民間サラリーマンとの合計を三〇三万九千人としてゐる。Sturmthal, Adolf (ed.): White-Collar Trade Unions (University of Illinois Press), p. 129. ファルケンシルクの「革命後のドイツ労働問題」(ドイツ・フリーデリッヒ・ナウマンはその著「国家財政における公務員の地位」(Die Stellung des Beamten im Haushalte des Staates. Von Fr. Naumann. Buchverlag der „Hilfe“, Berlin-Schönberg, 1910.) のなかで一九一〇年における公務員数を約一二〇万人と推定しており、フリードリッヒ・ヴァンタースはその著「ドイツ公務員問題」(Die deutsche Beamtentfrage. Von Fr. Winters. Gutenberg, Druckerei und Verlag, Berlin, 1918.) で一九〇七年の公務員数を二〇〇万人と推定してゐるといふ。Falkenberg, A.: Die deutsche Beamtentbewegung nach der Revolution. (Sozialwissenschaftliche Bibliothek, 15. Band.) Verlag für Sozialwissenschaft, Berlin 1920, S. 17. ファルケンシルクは一九二〇年当時のドイツ内務省の公務員問題顧問。(Referent für die Beamtentfragen im Reichsministerium des Innern.)
- (8) Müffelmann, Leo: Die moderne Mittelstandsbewegung. (Aus Natur und Geisteswelt.) Verlag von B.G. Teubner, Leipzig 1913, S. 74.
- (9) Falkenberg, S. 11.
- (10) Müffelmann, S. 76f.
- (11) 「競争条項」とは雇主が被用者にたいして、被用者が一定期間、雇主と競争するやうな業務に入ることを、あるいは独立し

て同種の業務を開始することを禁止する権利をもちつうう思想にもとづき、契約で禁止をうたうことを指す。

(21) Falkenberg, SS. 11—16.

(22) Lederer, Emil: Jahrbuch der sozialen Bewegung

in Deutschland und Oesterreich 1913. (Separatdruck aus dem „Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik.) J.C.

B. Mohr, Tübingen 1914, SS. 136—141.

(14) Lederer, E., und Marschak, J., S. 128. なほくイン

・キットホフは一九〇七年におひる民間職員を約二〇〇万人と推定してゐる。 Pothoff, Heinz: Der Privatangestellte.

Handbuch der Politik (Verlag Dr. Walther Rothschild,

Berlin 1921), IV. Band, S. 478, キットホフは一九二二年当時のドイツ厚生省の労働法顧問。

(15) Pothoff, Heinz: Privatangestellte. Handwörterbuch der Staatswissenschaften. Vierte, gänzlich umarbeitete

Auflage (Jena 1925), VI. Bd., S. 1093.

(16) エルヴィーン・カウフマンの「職場紹介と職員」(一九二

二年刊)では職員でなく組合員を Prinzipalmglieder (Prinzipal は「主人」/「雇主」の意味)と書き、雇主が組合に入つてゐることが職場紹介に好都合であつたことを示唆してゐる。

Kaufmann, Erwin: Der Arbeitsnachweis und die Angestellten.

Eine Darstellung der Entwicklung der Angestellten-Vermittlung und der Voraussetzungen für ihre öffentliche

Regelung. (Sozialwissenschaftliche Bibliothek, 188. Bd.)

Verlag für Sozialwissenschaft, Berlin 1922, S. 21.

(17) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, herausgegeben vom Kaiserlichen Statistischen Amte. 1912. S. 429f. この統計の脚註にちるべしこの統計には単なる地方的組

合で全国的関心をもたないものは省略したという。また数字はこれらの組合の会計年度末、すなわち一九二二年三月三十一日のものである。各組合では会計年度末に六カ月分以上の組合費を滞納してゐるものは組合員数から除き、その滞納者数を明記するように、また会計年度末における組合員数のなかに次年度の新加入者や脱退者数を考慮に入れられないように、依頼してあると

いづ。

(18) カウフマンの「職場紹介と職員」によると、この組合の創立は一八八一年。 Kaufmann, S.20.

(19) したがってシュッフェルマンが、この組合は職員だけを組合員としてゐる (……nur Angestellte in seinen Reihen aufnimmt) と書いてゐるのは誤りである。 Müffelman, S.87.

(20) 詳しくは Verband der Güterbeamten-Vereinigungen Deutschlands (Sitz Berlin), Breslau と記されてゐる。本部プレスラウのほか、事務局がベルリンにあったという意味か。ほかの組合の場合はカッコがなく、ただコマのつぎに地名を書いて本部所在地を示しているのに、この組合のみカッコ内に Sitz Berlin とある。

(21) ハイנטツ・ポットホフは民間職員を六グループに分けてゐる。すなわち

(一) 商業従業員 (Handlungsgenossen) に属するものとして、

販売員 (Verkäufer) 、倉庫管理人 (Lagerist) 、帳場係

(Kontorist) 、出張店員 (Reisende) をあげ、その特殊グ

ループとして銀行員 (Bankbeamte) 、レポート職員 (Warenhausangestellte) 、消費組合職員 (Konsumvereinsangestellte) 、保険職員 (Versicherungsbeamte) 、書店従業員 (Buchhandlungsgenossen) を記し、商業従業員数は一九〇七年におよび一〇〇万人を下らなかったであろうと推定してゐる。

(二) 技術職員は職長 (Werkmeister) 、技師 (Techniker) 、製図家 (Zeichner) 、化学技師 (Chemiker) 、エンジニア (Ingenieur) 、鉱山職員 (Bergbeamte) 、上級海員 (Seeoffizier) であり、その特殊グループとして醸造・麦芽製造技師長 (Brau- und Malzmeister) 、印刷職長 (Faktor) 、職人頭 (Polier) 、裁断師 (Zuschneider) 、船舶鑿関士 (Seemaschinist) 、鉄道職員がこれに属し、技術職員の総数は一九〇七年に約三十七万人という。

(三) 事務員 (Bureaubeamte) は弁護士・公証人の事務所要員、

保険団体・商業会議所・組合など公私の団体の事務室の職員で、一九〇七年には約一〇万人であった。

四 農業職員は、農場・漁場・森林の職員や火酒蒸溜場職長 (Brennmeister) で、一九〇七年には同じく約二〇万人であつたと推定してゐる。

(四) 劇場職員およびオーケストラ職員。これは俳優、合唱団員、バレエ員、音楽家である。

(四) 薬剤師、歯科技工士、私教師、家事職員 (Hausangestellte) のようないくつかの小グループがある。

とポットホフは書いてゐる。Pothoff (Handbuch der Politik) S. 478. なおヨーゼフ・クルトの「ドイツ労働組合史」(一九五八年刊)によると、自由労組系すなわち社会民主党系の「職員中央組合」Zentralverband der Angestellten は「職員の心的状態のゆえに (aus Gründen der Mentalität der Angestellten)、発展は非常に困難であつた」という。すなわちこの組合の組合員は一八九七年二五五名、一九〇〇年八一七名、一九〇五年五九〇五名、一九〇七年八一九四名とのびなやんでゐた。またこの書によると、一九〇六年には約三〇万人の民間職員がキリスト教系の陣営に (im christlichen Lager) 組織されて

いたといふ。Kurtz, Josef: Geschichte der Gewerkschaften in Deutschland, Norddeutsche Verlagsanstalt O. Goedel, Hannover und Frankfurt am Main, S. 64f.

(22) Pothoff (Handbuch der Politik), S. 479.

(23) 一九二九年刊の「公生活教本」によると、「ドイツ職長組合」Deutscher Werkmeisterverband (本部デッセルマルブ) は一八八四年創立と記されてゐる。Handbuch des öffentlichen Lebens (hrsg. von Maximilian Müller-Jabusch), Verlag von K. F. Koehler, Leipzig, S. 460. カウフマンの「職場紹介と職員」によると、「一八五八年よりずいぶん前に商業従業員の団体 (Verein) はいくつもある存在していた。しかし、それは社交のための団体か、こまごましている仲間を助けるための集りにすぎなかつた。この種の団体の最古のもの一つは「ブラウ商業従業員共済組合」(Handlungsgehilfenverein Breslau) である。これは以前には Institut für hilfsbedürftige Handlungsdiener と称してゐて、その創立は一七七四年である。しかし、「一八五八年の組合」とともにはじめて、経済

政策的見地に立つた協力が開始されたのである。その原因と接合剤は職場紹介である。そして一九一八年まで、その状態がつづいた。職員組合は職場紹介以上の、もっといろいろな課題を果たさねばならぬという立場をまず最初に主張したのは、一九一三年に創立された「ドイツ国民商店員組合」である」といふ。Kaufmann, S. 20.

(24) Pothoff (Privatangestellte), S. 1094.

(25) Statistisches Jahrbuch, 1912, SS. 424—429.

(26) シュツフェルマンによると、この「ドイツ男女商店員中央組合」は自由労組(社会民主党系)の「総委員会」(General-Kommission) に加盟しており、社会主義的原理を採用している。この組合にとっては、職員はプロレタリア (Proletariat) にほかならず、職員は今日の社会秩序においては賃労働者の階級に所属しており、よりよき労働条件をかちうるためには、ただ労働組合的な闘争の方法で企業家の利益に反対する闘争をするほかはない。一九一〇年におけるこの組合の第七回大会は、悪い賃金関係を改善するためにはストが用いられるべきであり、

もしストが不可能ならば受動的抵抗をおこなうべきであると決議した。Müffelmann, S. 89. なお、この組合の闘争戦術および組合員の地理的分布については Hirschfeld, Paul : Die freien Gewerkschaften in Deutschland, Verlag von Gustav Fischer, Jena 1908, S. 66.

(27) Statistisches Jahrbuch, 1912, SS, 430—435,

(28) シュツフェルマンによると、「ドイツ職長組合」はその原理的立場を下記のよう述べていた。「企業家にたいする原理的な闘争的立場は、当組合には縁が遠い。当組合はむしろ、職長の地位の法的経済的保障は、職長の勤労のよるこびを高めるため、したがって彼の給付能力を高めるために必要であり、ゆえにそれは企業家ならびに国民経済の利益のためでもあるという信念から出発する」と。この「ドイツ職長組合」とちがって、「技術工業職員組合」は、雇主に反対してもエネルギー的な行動をとろうとする。「ドイツ工業職員新聞」(Deutsche Industrie-Beamten-Zeitung) 一九一〇年一月七日号にと、この組合は、「今日、工業の臣民 (Industrieuntertan) た

る被用者を工業の公民 (Industriebürger) たるしめ、生産利得にたいする適正な分け前を彼に確保する」ことを欲する。この組合は、技術者の労働協約にかんする法律の規定が改良されること、或る最低給与を基礎として給与問題を規制することを欲する。組合は、立法が技術職員の法律的、社会的、経済的地位を形成するかぎり、この立法に影響をおよぼすことを欲する。

目標は「その階層にふさわしい生計」 (standesgemässe Le-

benshaltung) の保障にある。したがって扶助制度のための指導的モチーフは、「個人の世話よりもむしろ、全階層の向上 (die Hebung des ganzen Standes)」でなければならぬ。(組織原則第四 Organisationsgrundsatz IV) この組合は被用者の代表としての立場を強調することによって、最近企業家といくつかの紛争におちいり、組合員の処分もおこなわれた。Mülfelmann, S. 90.

„Neuer Mittelstand“ und die Arbeiterbewegung in Deutschland  
vor und nach dem 1. Weltkrieg ( I )

von Eizaburo KOBAYASHI

Über den neuen Mittelstand (die Angestellten, white collar) sind neuerdings in der Soziologie sehr bedeutende Werke erschienen. Aber im Gebiet der Geschichte der Arbeiterbewegung ist der neue Mittelstand noch nicht tief studiert worden. Jürgen Kuczynski schreibt sogar in seinem Aufsatz („Zur Soziologie des imperialistischen Deutschland“, Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1962) : „Die Angestellten sind eine ausserordentlich wichtige Schicht des Kleinbürgertums. Die Arbeiter sind eine Klasse.“ Aber können wir die Angestellten als eine Schicht des Kleinbürgertums auffassen ?

In diesem Aufsatz beabsichtige ich, die Angestellten in Deutschland vor und nach dem 1. Weltkrieg im Zusammenhang mit der Geschichte der Arbeiterbewegung zu betrachten. Namentlich möchte ich die Entwicklung der Angestelltenorganisationen und die der Arbeitergewerkschaften vergleichend untersuchen. Dabei ist die Tatsache von grossem Interesse, dass vor dem 1. Weltkrieg die Organisationen der Privatangestellten in ihrer Zusammensetzung (mit oder ohne „Prinzipal“) den gewerkschaftlichen oder ungewerkschaftlichen Charakter ziemlich klar zu zeigen scheinen.